

第289回青森県私立学校審議会 議事録

- 1 日 時 平成29年2月13日(月) 13時00分から13時40分まで
- 2 場 所 ラ・プラス青い森 3階「カトレア」
- 3 出席委員 昆委員、田澤委員、鷹山委員、大島委員、下山委員、鈴木委員、川守田委員、日景委員、國分委員、細越委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 前田総務学事課長ほか3名
- 6 議事録署名委員 下山委員、日景委員

7 案 件

(1) 諮問・答申事項

○私立幼稚園廃止認可

第1号 青森藤幼稚園廃止認可

第2号 いずみ幼稚園廃止認可

○私立専修学校目的変更認可

第3号 ヘアーアートカレッジ木浪学園目的変更認可

8 会議の公開状況

全部公開

9 傍聴者 なし

10 議事概要

<開会>

事務局:ただいまから、第289回青森県私立学校審議会を開会いたします。

それでは、阿部総務部次長は本日所用により欠席のため、開会に当たりまして、前田総務学事課長から一言御挨拶を申し上げます。

前田課長:第289回青森県私立学校審議会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また、市内は少雪とはいえ、お足元の悪い中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、新年を迎えての最初の審議会となりますが、本年も引き続き、よろしくお願いいたします。

本日は、3つの案件について御審議等をいただくこととなっておりますが、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますことをお願いいたしまして、簡単ではありますが、御挨拶いたします。

司会: 本日の出席者数について御報告します。

田澤委員が、若干到着が遅れる旨の連絡があり、後ほど到着する予定です。

青森県私立学校審議会運営規則第5条第3項により、会議の開催については委員の過半数の出席が必要とされていますが、本日は、後ほど到着する田澤委員を含め、委員10名全員の出席となり、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、昆会長に議長として議事の進行をお願いします。

議長(昆会長): 会議に入ります。

まず、会議録署名委員を指名します。下山委員と日景委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

<会議の公開>

議長: 会議の公開についてですが、審議会は原則として公開することとしております。

委員の皆様には、既に本日の資料を配付しておりますが、いずれの案件につきましても、これを公開したとしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えませんので、原則どおり公開で行うこととします。

なお、審議の過程で個人や法人情報等について審議等を行う必要が生じた場合には、会議を途中から非公開とすることもありますので、御承知おきください。

<諮問>

議長: では、次第3の「諮問・答申事項」に入ります。

(事務局から各委員に諮問書の写しを配付)

議長: 諮問書の写しが皆様のお手元に配付されておりますが、知事から諮問のありました事項について、審議してまいります。

諮問第1号「青森藤幼稚園廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局: (資料に基づき説明)

議長: それでは、諮問第1号について審議いたします。御意見・御質問等はございませんか。

川守田委員: 学校法人ということですが、法人の解散も含んでのことになるのでしょうか。

事務局: 学校法人藤学園については、本部が北海道にあり、他にもいくつかの学校を設置しているので、学校法人の解散は予定しておりません。

議長: 他にございませんか。発言がないようですので、審議を終わります。

諮問第1号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員: (異議なし)

議長: 審議の結果、諮問第1号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に、諮問第2号「いずみ幼稚園廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局: (資料に基づき説明)

議長: それでは、諮問第2号について審議いたします。御意見・御質問等はございませんか。

大島委員: 失礼な発言かもしれませんが、現状3割から4割程度の充足率ですが、認定こども園に変えることによって、充足率は上がるのか、また、子どもの数が見込まれているのでしょうか。

事務局: 現状は幼稚園なのですが、平成29年4月から幼保連携型の認定こども園になり、保育所に入るような保育の必要な子どもたち、保護者が共働きの世帯等の子どもたちを受け入れることができるようになることから、今以上に受入の幅が広がります。

いずみ幼稚園におきましては、現在、5月1日現在ですが、実員33名となっています。幼保連携型認定こども園の定員は、現行の認可定員より減らし、63名程度として申請しています。幼保連携型認定こども園の認可については、県において審議中ですが、このように定員を減じて運営する予定と聞いているところです。

枠としては、今までの幼稚園に入っていた子どもたちに加え、保育を必要とする子どもたちの定員を確保して、運営していく予定とのことを伺っています。

議長: 資料では、3歳児及び満3歳児という3歳児関連では、定員30名のところに、現状6名しかきていない状況ですが、そこに保育を必要とする子どもたちで埋めることができればということで

しょう。ただ、保育の方でやっていくとなると、手数がかかる訳で、人員も増加しないとなれば、全体として定員を減らして対応していくということになるのでしょうかね。

大島委員: 昨年あたりから、随分変わってきた感じがします。県内の一部の市部を除いては、幼稚園としては成り立ちにくい状況にあるようです。ほとんどが認定こども園という形の保育園になってきています。また、教員、保育士たちの過重労働というか、拘束時間が長くなってきており、問題にもなっています。また、低賃金という話もあり、3歳児などは大変で一人で3名の子どもをみればというのが限界でしょうし、大変な時代になったと感じます。共働き世帯が多くなってきており、幼稚園に預けて11時に帰ってくるというようなことではやっていけないという親御さんの事情もあると思いますが、幼稚園、保育園の経営という面では、大変だと思います。

議長: このように移行していく場合、施設や人員はそのままでというケースがほとんど。小さい子が増えれば増えるだけ手間が増えますね。

大島委員: 普通の幼稚園であっても、延長保育など、結果的には同じように、5時、6時まで子どもたちを預かるような状況にあります。

議長: このような認定こども園への組織替えが行われてきていますが、青森県においては、入れない子どもは、ほとんどなくなっているような状況にあるのでしょうか。

事務局: 待機児童の問題については、年度の初めでは、ほとんどないという状況です。ただ、年度の途中では、どうしても生じてくるようです。そうした数字が数値として出てこなかったり、いわゆる“隠れ”という状況もあるようで、最近、こうした点も問題視され、どのように解消すべきかということが議論されてきていると聞いているところです。

議長: 青森県は全体的に賃金水準が低いと思いますが、その中でも、保育関連の方たちは低いのでしょうか。

鈴木委員: 幼稚園側の話になりますが、よく園長会などで問題になるのは、認定こども園に移行した方が加配があり、給料もあがる、移行した方がいいですよという話です。私の幼稚園を設置する学校法人に、どうして移行しないのかと聞いたりもしますが、給料が上がるということだけでなく、幼稚園は満3歳児からですが、認定こども園になると、兄弟がいる場合は下の子どもと一緒に来ることができるようになります。幼稚園であれば、母親が働くとなると、上の子は幼稚園、下の子は保育園、二つは大変ということで、やめていった子がかなりいます。認定こども園に移行した幼稚園に行けば、兄弟一緒に預けられる訳です。しかも、保育料が安くなると。こうした色々なメリットがあるということで、現実的には、幼稚園が認定こども園の幼稚園型とか幼保連携型へ移

行ってきており、皆、揺れているという状況です。

このように、幼稚園が皆移行していけば、この私立学校審議会が成り立たなくなるのではというイメージも持ちました。

議長: 認定こども園は、管轄外となりますからね。

鈴木委員: もう少し、文部科学省の幼稚園に対する補助金等がアップすれば安心という話でもないようですし、幼児教育無償化等の議論もされていますが、果たしてどうなるのか、幼稚園も揺れています。

議長: 幼児の段階からきちんとした教育として位置付けていこうという話がある一方で、保育との連携をしようというのが中心になったりと、しっかりとした方向性が定まっているのかなという感じはします。

鈴木委員: 認定こども園として、保育園の方でも、教育を取り入れなければとあって、そうすると本来の幼児教育のやり方よりも、まずお勉強させましょう、英語をやりましょう、文字を教えましょうといった別の形の教育の流れが増えているようです。それは違うのではないかなと、皆、揺れている状況ではないでしょうか。

田澤委員: 今のような声というのは、県において、文部科学省等へ是正策について声を挙げていくようなことになっていくものではないでしょうか。

事務局: 色々、議論はされておりますが、都会の方の議論が中心になっている状況です。

この新制度についても、どうも待機児童解消に焦点が当たっており、それを追っていくような形で議論がなされている面があります。保育教諭ということで、どちらもできるようにしていきましょうとなっている訳ですが、その資格も研修だけで良いのか等、問題となっているところもあり、議論もされているところですが、ただ、そうは言うものの都会における待機児童解消をどうするかという大きな課題があるため、どうしても保育所対策という面に重点が置かれ、幼稚園について新聞報道に取り上げられる機会もないというのが現実ではと思います。

文部科学省の予算においても、保育の方に入れている仕組みについて、幼稚園の事業として、メニュー化されています。年度明けましたら、幼稚園に対して、紹介したいと考えています。

鈴木委員: また、問題が広がってしましますが、保育教諭で若い人がいない、皆都会に行ってしまう、現場が確保に苦労しているということもあります。子どもは施設型にしたことによって、増えているという園もありますが、先生が足りないという状況です。実習で養成校から来るのですが、幼稚園に勤めませんかと言っても、一度は東京に行きたいと言う訳です。東京からの勧誘も、も

のすごく、見学ツアーや給与面、住居の確保等、処遇が良く、若い方たちに伝わっている。こうした中で、実際に確保することが困難で、一旦結婚を契機に辞めた先生で、子育てが一段落した人たちを集めている状況です。

下山委員:私の園でも、募集をしていますが、一人も来ていない状況です。

議長:以前は、小学校の教員免許を持っている学生も、保育士の資格も取って、県内ではなく、首都圏の園に勤めるケースも多かったです。

鈴木委員:若い人が、青森県は賃金が低いということで、首都圏の方が有利だということで出て行ってしまいます。

議長:こうした問題は、幼稚園などに限った話ではなく、全体の問題でしょう。医療関係でも、卒業した学生が県内に残らず、県内就職率が半分に満たないという状況が、色々なところで生じている訳です。

事務局:医療・保育においては、看護師も保育士も足りないという状況です。首都圏に比べ、物価水準を考えれば、さほど変わらないはずですが、寮完備等の処遇面のほか、若い人であれば、戻るのはいつでもできるのだから、一度は東京に出てみたいということで外にでて、結果、戻って来ないとなってしまいます。

下山委員:私の園にも、教育実習には何人も来ますが、声を掛けても、県外や保育園に流れ、こちらとしては場所を提供しているのですが、今年も4~5人の実習生が来ましたが、皆出て行かれました。

田澤委員:魅力ある青森県づくりが重要になる訳ですね。

川守田委員:認定こども園になりますと、職員の数も必要となるのでしょうし、そうなると、認定こども園がたくさん増えてくると、維持していけるのでしょうか。教員不足等の状況下で、教職員の取り合いが始まって、結果として、定員を減らすというような状況がでてくる可能性が心配されます。

議長:東京の場合など、例えば、とある区で非常に良い方策を採っているとなれば、東京の人は流動的ですので、じゃあそっちに引っ越そうかという話になる。県内においても、そこまでダイナミックでないにしても、少子化の中では、今後、激しくなるかもしれません。全体として、県内に定着してもらい、それなりの給料で、きちんとした生活ができるようにしてあげないといけない訳

ですから、やはり県全体の問題として念頭に置きながら考えていかないといけないと思います。
状況は、そのようなことだということはわかりました。

鷹山委員:なんと申しますか、幼稚園教諭のステータスの問題があると思います。私も、学生のごとき、幼児教育をやっており、「3歳児神話」を大学の研究テーマにしていた時に、幼稚園に勤めたいと思い、玉川大学の短大にいったのですが、理事長・校長が幼稚園教諭と保育園保育士の両方の資格は出しません、教育に対する想いもあるので、幼稚園教諭の資格だけしか出さないと言われ、幼稚園教諭の資格を得て、ミッション系の幼稚園に勤めました。その時の給料は1万円だったんです。その時の仲間は、それぞれ仕事をしなくてもいいような家庭のお嬢さんが多かったのですが、40年以上前の話にはなりますが、幼稚園のステータスというのがありました。保育園と幼稚園というのは全く違うという社会観念があったのですが、働く女性が多くなった現在では、そういう形ではとても成り立たなくなりました。

私が幼稚園に通った時には、保育料は高く、叔父の大学の授業料よりも高かったと、叔父がよく話しましたが、やはりそのような幼稚園教育の在り方を、文部科学省がどのような形で考えているのか、特に最近では、不信感を思うようになってきました。働く女性が多くなり、そのような方たちを支援することは重要で、それがなければ日本の社会が成り立たないと理解していますが、その中で、幼児教育の大切さを認識していかなければいけない、我々も声をあげていかなければいけないという気がします。文部科学省などが揺れ動いているのですから、私たちが揺れ動くのも当たり前であり、何か強い芯を持っていく必要があると思います。

出来ましたら、一度、親御さんの声を聞きたいと思います。いつも議題が、幼稚園廃止というものが多いので、親御さんの声などを聞いて、今どのような状況なのか、認定こども園に入れたのか等を聞きたいなと思います。これは、ただ私の個人的な希望であり、いつかそのような機会があればありがたいなと思っています。

議長:本日は、諮問案件も少なかったもので、色々な意見交換ができました。

他に特にありませんか。それではほかに発言がないようであれば、審議を終わらせて、諮問第2号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

議長:審議の結果、諮問第2号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に、諮問第3号「ヘアーアートカレッジ木浪学園目的変更認可」について、審議して参ります。では、事務局から説明願います。

事務局:(資料に基づき説明)

議長: それでは、諮問第3号について審議いたします。ただいまの説明に対し、御意見・御質問等はございませんか。

大島委員: 具体的に「メディカルビジネス科」とは何をやるのでしょうか。

事務局: 聞いているところでは、登録販売者の試験対策ですとか、サプリメントの開発を行うというようなことを目的とする学科です。

大島委員: 修業年限は2年になるのでしょうか。

事務局: そうです。

議長: サプリメントを開発するのですか。

事務局: 当該学校法人は、これまでも県と共同でプロテオグリカンを活用した化粧品の開発を行っています。こうした取組をやられるのかなと考えています。

國分委員: もう少し詳しいカリキュラムというか、どのような科目をやるのか、教えていただけますか。

事務局: 時間割を参考にいただいております。これによれば、一番重点をおいているのが、ドラッグストアで薬を売ることができる登録販売者の試験対策となっています。それに関連して、調剤事務や医療事務に関する時間数が多くなっています。その他、最終的にはサプリメントの開発も行いたいとの考えであり、医薬品学ですとかヘルスケアに関する時間も設け、対応していくと聞いているところです。

登録販売者のニーズが増えてきているということで、学校の先生たちからも、そのようなことをやっていないのかとの意見等もあるようで、現在、他にも1校実施しているところがあるそうなのですが、あまり試験対策を行っているところがないということで、ニーズも踏まえ、平成30年度から実施しようと計画していると聞いております。

大島委員: 盛岡市や仙台市などのも同様の学科はあるのでしょうか。

事務局: 他県ですと、登録販売者の試験対策を行っている専修学校はありまして、近隣では、岩手県、秋田県、宮城県、北海道などにあると伺っています。

大島委員:これは、卒業すると国家資格が取得できることになるのですか。

事務局:あくまでも試験対策であり、ここを卒業したから資格が与えられるものではありません。都道府県が実施する試験については、誰でも受験できるものです。

議長:登録販売者とは、昔の薬種商とは違うのですか。薬剤師とは違う、薬を販売する人。

國分委員:おそらくそうですね。ドラッグストアなどで販売する人ですね。

事務局:登録販売者は平成21年度から始まったもので、医薬品販売の規制緩和で創設されたものとのことです。薬剤師以外の者でも、この資格を有すれば、医薬品を販売できるというものです。青森県でも試験を行っており、志願者数は600人程度で、合格率は46%だそうです。

議長:最近ドラッグストアも多くなり、ニーズも増してきているのでしょうか。

細越委員:座学だけになるのですか。

事務局:座学のほか、実験・実習などもあります。

細越委員:そうとすると、1学年40人、2学年で80人とすれば、多目的ホールやAV多機能ホールといった施設のみでは対応できるのでしょうか。

事務局:既に理容・美容の学科があり、他の施設もあります。新たな学科で使用するメインとなる教室は、先の施設となりますが、それ以外の施設も共用して行う予定とのことです。

議長:他にございませんでしょうか。ほかに発言がないようであれば、審議を終わりにして、諮問第3号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

議長:それでは、審議の結果、諮問第3号については、認可が適当であると答申するものとします。

本日、認可が適当であると答申することに決定した諮問事項につきましては、ただ今、事務局で配付する文案で答申を行いたいと思います。

(事務局から各委員に答申書案配付)

議長: 答申書の文案につきまして、御異議ございませんか。

各委員: (異議なし)

議長: 異議がないようですので、文案のとおり、本日付けで答申することとします。

<その他>

議長: 最後に、次回の審議会の開催時期について、事務局から報告願います。

事務局: 次回審議会は、来年度になりますが、7月頃を予定しています。また、追って、文書等で御案内することになりますが、よろしく願いいたします。

議長: それでは、これをもちまして本日の案件は全て終了いたしましたので、議長の務めを終わらせていただきます。

司会: どうもありがとうございました。

これをもちまして第289回青森県私立学校審議会を閉会します。